



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
2月28日
第388号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築課)	1
○ 告 示	
令和5年度一般曹候補生の募集 (市町振興課)	1
令和5年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集 (市町振興課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	2
道路区域の変更 (道路保全課)	3
道路の供用開始 (道路保全課)	3
入札参加者に必要な資格等 (管理課)	3
○ 公 告	
林業種苗法による生産事業者の登録公告 (森林保全課)	4
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定 (甲賀)	5
○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (南部)	5

規 則

滋賀県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第6号

滋賀県建築士法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県建築士法施行細則 (昭和31年滋賀県規則第36号) の一部を次のように改正する。

第1条第3項中「、上半身」を削る。

第15条第1項第3号中「脱帽し」を「脱帽して」に、「上半身を写した」を「撮影した」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第73号

自衛隊法施行令 (昭和29年政令第179号) 第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和5年度一般曹候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和5年2月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 募集種目 令和5年度採用陸・海・空一般曹候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和5年3月1日(水)から令和5年5月9日(火)まで
- 3 試験期日
 - (1) 第1次試験(筆記試験および適性検査) 令和5年5月19日(金)および20日(土)のうち指定する1日
 - (2) 第2次試験(口述試験および身体検査) 令和5年6月18日(日)および19日(月)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 第1次試験(筆記試験および適性検査) 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - (2) 第2次試験(口述試験および身体検査)
 - ア 口述試験 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - イ 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)

滋賀県告示第74号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和5年度陸上、海上および航空自衛官候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和5年2月28日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 募集種目 令和5年度採用陸・海・空自衛官候補生(男子・女子)
- 2 募集期間 令和5年3月1日(水)から令和5年4月24日(月)まで
- 3 試験期日
 - (1) 筆記試験および適性検査(Web試験方式) 令和5年5月8日(月)および9日(火)のうち指定する1日
 - (2) 口述試験および身体検査 令和5年5月12日(金)および13日(土)のうち指定する1日
- 4 試験場の位置および名称
 - (1) 筆記試験および適性検査(Web試験方式) 受験者の任意の場所
 - (2) 口述試験および身体検査
 - ア 口述試験 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)
 - イ 身体検査 陸上自衛隊大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)

滋賀県告示第75号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年2月28日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
短期入所長浜大寺町	長浜市大寺町567-1-4	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	短期入所	令和5.3.1	2510300813
ソーシャルインクルーホーム長浜大寺町	長浜市大寺町567-1-4	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	共同生活援助	令和5.3.1	2520300167

滋賀県告示第76号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年2月28日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援	名称	所在地	医療の	医師等の氏名	指定年月日
------	----	-----	-----	--------	-------

医療の種類			種 類		
更生医療・ 育成医療	Thanks訪問 看護事業所	近江八幡市堀上町210-12 2F	訪問看 護	-	令和5.3.1

滋賀県告示第77号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年2月28日から令和5年3月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				備 考
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	
県道	大津信楽線	甲賀市信楽町黄瀬字角チ2808番73地先から	変更後	最小 13.2m	100.8m	大戸川ダム建設事業に伴う 県道付替による 道路区域へ の変更
		甲賀市信楽町黄瀬字角チ2808番436地先まで		最大 26.5m		
		甲賀市信楽町黄瀬字角チ2808番73地先から	変更前	最小 9.0m	99.5m	
		甲賀市信楽町黄瀬字角チ2808番436地先まで		最大 14.0m		

滋賀県告示第78号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年2月28日から令和5年3月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
大津信楽線	甲賀市信楽町黄瀬字角チ2808番73地先から 甲賀市信楽町黄瀬字角チ2808番436地先まで	令和5.3.2	L=100.8m
国道422号	大津市大石東三丁目字倉骨900番1地先から 大津市大石東三丁目字倉骨900番1地先まで	令和5.3.31 9時	L=58.3m

滋賀県告示第79号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約(建設工事その他知事が別に定めるものに係る契約を除く。以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札または指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

なお、滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に基づく競争入札参加資格を有している者は、この告示による特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和5年2月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 申請できる業種 物品の製造、販売および賃貸ならびに役務の提供

2 申請書類および配布時期

(1) 申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業所(または営業部署)情報登録表

ウ 法人にあっては、登記事項証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

エ 都道府県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し

オ 財務諸表

カ 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類またはその写し(許可、認可等を必要とする業種に限る。)

キ 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状

ク 役員等に関する調書

ケ 希望営業種目選択表

(2) 配布時期 令和5年4月3日(月)から令和6年3月29日(金)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の8時30分から正午までおよび13時から17時15分までとする。

3 申請書類の受付期間 令和5年4月3日(月)から令和6年3月29日(金)まで(休日を除く。)の9時から正午までおよび13時から17時までとする。

4 申請書類の配布および受付場所 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

5 申請書類の送付方法 受付場所への持参または郵送による送付および電子情報処理組織による送付

6 申請書類に使用する言語 日本語

7 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当する者

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれかに該当する者

8 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 売上高

(2) 経営規模

ア 自己資本

イ 従業員数

(3) 経営状況

ア 流動比率

イ 営業年数

9 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者は、競争入札参加資格者名簿に登録する。

10 資格の有効期限 資格を有すると認めた日から令和6年9月30日までとする。

公 告

林業種苗法による生産事業者の登録公告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定に基づき生産事業者として次の者を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年2月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

登録番号	生産事業者の氏名または名称	生産事業者の住所または主たる事務所の所在地	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
234	今岡智恵美	栗東市荒張518	幼苗の育成	はしりF a r	栗東市荒張	令和5.2.13

				m		
--	--	--	--	---	--	--

環境事務所告示

滋賀県甲賀環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年2月28日

滋賀県甲賀環境事務所長 青木純一

- 1 指定する区域の所在地 甲賀市信楽町長野字三代出498番および500番4の各一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年2月28日

滋賀県南部健康福祉事務所長 荒木勇雄

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ケアステーションつみき	草津市大路一丁目4-12大丸ソイビル302号	合同会社TSUMIKI	草津市大路一丁目4-12大丸ソイビル302号	居宅介護 重度訪問介護	令和5.3.1	2510600998

